

建築物の形態規制（かすみがうら市）

用途地域	建ぺい率 ／容積率	外壁の 後退距離	絶対高さ 制限	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影規制					
							対象建築物	平均地盤面 からの高さ	種別	5m<敷地境界線 からの水平距離≤10m	敷地境界線から の水平距離>10m	
第一種低層住居専用地域	50/100	指定なし	10m	適用距離20m 勾配1.25	制限なし	立上がり5m 勾配1.25	軒高>7m又は 地上階数≥3	1.5m	(一)	3時間	2時間	
第二種低層住居専用地域	60/150											
第一種中高層住居専用地域	60/200	制限なし	制限なし	適用距離20m 勾配1.25	立上がり20m 勾配1.25	立上がり10m 勾配1.25	建築物高さ >10m	4m	(二)	4時間	2.5時間	
第二種中高層住居専用地域	60/200											
第一種住居地域	60/200											
第二種住居地域	60/200											
準住居地域	60/200											
近隣商業地域	60/200											
商業地域	80/400			制限なし	適用距離20m 勾配1.5	立上がり31m 勾配2.5	立上がり20m 勾配1.25	建築物高さ >10m	4m	(二)	5時間	3時間
準工業地域	60/200											
工業地域	60/200											
工業専用地域	60/200											
市街化調整区域	60/200											